

はじめに

高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を営み、その意思と能力に応じて積極的に社会に参加し、喜びの中で長寿を迎えることができる社会を実現することは、県民の願いです。

こうした社会を実現するためには、社会連帯の理念に基づき、地域社会を構成しているすべての人が、その一員として自らの役割と責任を果たしながら、高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限する障壁のない誰でも利用しやすい生活環境を整備し、高齢者、障害者等を含むすべての人が自らの意志で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築していく福祉のまちづくりを推進する必要があります。

このため、山口県では、「山口県福祉のまちづくり条例」を平成9年3月に制定し、ノーマライゼーションの取組を進め、平成16年3月にハートビル法の改正を踏まえた公共的施設の一層の整備促進とユニバサルデザインの理念を踏まえた福祉のまちづくりの取組強化を主旨として条例の改正を行ったところですが、平成18年12月に、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したバリアフリー新法が施行され、構造等基準等の一部に見直しがされたことにより、バリアフリー新法との整合性を図るなどするため、山口県福祉のまちづくり条例施行規則の改正（平成22年6月施行）を行いました。

これに伴い、事業者、設計者をはじめ広く県民の皆様に「山口県福祉のまちづくり条例」を理解していただくため作成していたマニュアルについても改訂を行うこととしました。

このマニュアルでは、条例施行規則に定める整備の基準を解説するとともに、ユニバサルデザインの視点から整備すべきと考えられる水準や設計の際に望まれる配慮についても紹介しています。

このマニュアルが事業所、設計者など関係の皆様にも有効に活用され、高齢者や障害者をはじめすべての県民にやさしい福祉のまちづくりが一層進められるようお願いいたします。

平成22年3月